

中国知財法制度

中国弁護士・弁理士 魏 啓学*



要 約

現代社会において、私権としての知的財産権を適切に保護し、社会全体で活用するという事は、世界各国の共通認識となっている。また、科学技術及び商品経済の発展に伴い、知的財産に対する保護は、徐々に拡大し、知的財産制度の整備も進んでいる。

中国の知的財産権の法律制度の整備は、先進諸国に比べて遅れていたが、市場経済の急速な発展に伴い、次第にその法律制度が整い、これまでに国際先進レベルに合致する法律体系を確立している。しかし、中国における市場体制がまだ完全には整っておらず、一般大衆の知的財産権保護の意識が薄いため、外国企業は往々にして、商標及び特許の権利侵害を受け、特に外国企業の中国市場への進出に伴い、知的財産権紛争事件も増加の一途をたどっている。

そのため、外国企業にとっては、上記のような状況に対応するため、中国における知的財産権制度、及びこれらの法制度に係る実務における運用問題を積極的に把握して、自社の利益を保護することが急務となっている。

本稿では、ここ数年来の著作権法、商標法及び特許法を主とする中国の知的財産権に関する法律の改正動向及びに実務における運用問題を中心として紹介し、且つこれらの法律と実務における経験に基づき、模倣品対策をどのように行うべきかについて論述する。

目次

- I 知財法律立法の沿革及び知財制度の概要
 - 1 知財法律立法の沿革
 - 1. 1 著作権法関連
 - 1. 2 専利法関連
 - 1. 3 商標法関連
 - 1. 4 その他の知財法
 - 2 知財制度概要
- II 最新知財法律制度の分析
 - 1 著作権法
 - 1. 1 著作権法改正案の改正点
 - 1. 2 著作権法改正案の実務における適用について
 - 2 専利法
 - 2. 1 新専利法の改正点
 - 2. 2 改正専利法の実務における適用について
 - 3 商標法
 - 3. 1 商標法改正案の改正点
 - 3. 2 商標法改正案の実務における適用について
- III 模倣品対策
 - 1 中国における模倣品対策の現状
 - 2 模倣品対策
 - 2. 1 事前調査及び模倣業者の確認
 - 2. 2 証拠の収集・確保
 - 2. 3 対応策の選定

終わりに

I 知財法律立法の沿革及び知財制度の概要

1 知財法律立法の沿革

中国の知的財産権制度の基本的な枠組みは、法律、行政法規、地方性法規、機関規定、地方政府規定、司法解釈及び関連の国際条約などにより構成されている。中国ではここ数年、国際ルールに合致し、種類が比較的揃った法律法規の体系を作り上げ、調和の取れ、効率の高い業務体制及び法律執行メカニズムを構築している。

下記に、中国の知的財産権法の立法の沿革を簡単に列挙する。

1. 1 著作権法関連

法律

1990年 著作権法成立 1991年 著作権法実施

2001年 著作権法第一回改正

* 林達劉グループ 北京林達劉知識産権研究所 所長
北京魏啓学法律事務所

2010年 著作権法第二回改正

2011年～ 著作権法第三回改正中

行政法規

1992年 国際著作権条約の実施に関する規定

2001年 コンピューターソフトウェア保護条例, 出版
管理条例, 映画管理条例, 音楽映像製品管理条例

2002年 中華人民共和国著作権実施条例

2002年 インターネット情報サービス管理弁法

2004年 著作権団体管理条例

2006年 情報ネットワーク伝達権保護条例

司法解釈

2000年 コンピューターネットワーク著作権紛争案
件の審理の法律適用の若干問題に関する解釈

2002年 著作権民事紛争事件審理の法律適用の若干
問題に関する最高裁判所の解釈

部門規定

1994年 作品自発登記試行弁法

1999年 文字作品出版報酬規定

2002年 コンピューターソフトウェア著作権登録弁法

2005年 インターネット著作権行政保護弁法

2003年 著作権行政処罰実施弁法

2010年 著作権質権登記弁法

1. 2 専利法関連

法律

1984年 専利法成立 1985年 専利法実施

1992年 専利法第一回改正

2000年 専利法第二回改正

2008年 専利法第三回改正

行政法規

1991年 専利代理条例 國務院

2001年制定・2010年改正 専利法実施細則

2004年 国防専利条例

司法解釈

2001年 訴訟前の専利権侵害行為差止の法律適用問
題に関する若干規定

2001年 専利紛争案件審理の法律適用問題に関する
若干規定

2009年 専利権侵害をめぐる紛争案件の審理におけ
る法律適用の若干の問題に関する解釈

部門規定

2002年 国家知識産権局行政復議規定

2003年 専利実施強制許諾弁法

2003年制定・2011年改正 専利代理管理弁法

2010年 専利審査指南

2010年 専利行政執法弁法

2010年 専利権質権設定登録弁法

2011年 専利実施許諾契約届出管理弁法

2011年 専利行政法執行業務の強化に関する決定

1. 3 商標法関連

法律

1982年 商標法成立 1983年 商標法実施

1993年 商標法第一回改正

2001年 商標法第二回改正

2003年～ 商標法第三回改正中

行政法規

2002年 商標法実施条例

司法解釈

2001年 登録商標権の財産保全に関する解釈

2002年 登録商標専用権侵害行為及び証拠保全の提
訴前停止の法律適用問題に関する解釈

2002年 商標民事紛争案件審理の法律適用の若干問
題に関する解釈

2003年 商標案件の審理の管轄及び法律適用範囲の
問題に関する解釈

2009年 馳名商標保護に及ぶ民事紛争事件の応用法
律若干問題の解釈

部門規定

1995年制定 2005年改正 商標評審規則

1996年 特殊標識管理条例

2002年 オリンピック標識保護条例

2003年 団体商標, 証明商標の登録及び管理弁法

2004年 マドリッド商標国際登録実施弁法

2005年 馳名商標の認定と保護規定

2009年 馳名商標認定事業細則

2009年 登録商標専用権質権登記手続規定

1. 4 その他の知財法

不正競争防止法関連

1993年 不正競争防止法

1995年制定・1998年改正 商業秘密侵害行為の禁止
に関する若干規定

1995年 知名商品特有の名称, 包装, 装飾の模倣の不
正競争行為の禁止に関する若干規定

2007年 不正競争民事案件の審理の法律適用の若干

問題に関する解釈

集積回路配置設計権関連

- 2001年 集積回路配置設計保護条例
- 2001年 集積回路配置設計保護条例実施細則
- 2001年 集積回路配置設計行政執行法弁法
- 2001年 集積回路配置設計案件の審理作業の展開に関する通知

植物新品種権関連

- 1997年 植物新品種保護条例
- 1999年制定・2007年改正 植物新品種保護条例実施細則（農業部分）
- 1999年 植物新品種保護条例実施細則（林業部分）
- 2001年 植物新品種紛争案件の若干の問題に関する解釈
- 2001年 最高人民法院制定植物新品種紛争案件の審判作業の展開の通知
- 2002年 農業植物新品種権侵害案件処理規定 農業部制定
- 2007年 植物新品種権侵害の紛争案件の法律の具体的適用問題に関する若干規定

2 知財制度概要

中国の知的財産権法は、先進国及び国際的な知的財産権協定を参考にして制定されたのである。その歴史はまだ浅いものの、基本的に比較的高いレベルに達している。中国の知的財産権制度は、主に専利権、商標権、著作権法を代表として、その他に隣接権、商号権、営業秘密権、地理的表示権、植物新品種権及び集積回路配置図設計権などの各種権利を含んでいる。

中国では、知的財産権について、いくつかの政府機関が分轄し、権利の付与と行政執法を一体化させた独立したシステムとして構築されている。国家の行政管理の立場からすると、専利、商標、集積回路配置図設計及び植物新品種などの知的財産権は、いずれも国家の行政管理機関によって、法律に基づいて出願人に知的財産権が付与されている。たとえば、専利権の付与、商標の登録及び著作権の登記については、それぞれ国家知的財産権局専利局、工商行政管理総局商標局と版権（著作権）局が管理している。かかる機関は、審査と権利付与機関でもあり、行政法律執行指導機関でもある。

専利、商標と版権の権利付与、登録と登記管理以外にも、その他多くの知的財産権と係る管理業務があ

る。知的財産権管理と法律執行については、さまざまな政府機関が携わっている。例えば、植物新品種については農業部と林業局が、輸出入に係る知的財産権の管理は税関が担当し、さらに、環境保全と農業製品は環境保全局が、科学技術プロジェクトと成果については科学技術部が管理している。その他にも、衛生部、薬品监督管理局及び技術監督局なども一部分の知的財産に係る業務を担当している。

また、中国の知的財産権制度は、裁判所と行政法律執行機関がそれぞれ司法保護、行政保護を行う体制を取っている。したがって、いかなる者も自己の知的財産権が侵害された場合、裁判所に対して司法保護を求めることができる。それと同時に、国家知的財産権局、国家工商行政管理総局、国家版権局、農業部、国家林業局、税関及び国家科学技術部などの行政機関は、それぞれの職責の範囲内でその管轄の知的財産権を保護している。そして、行政手段により知的財産権を保護することは、中国の知的財産権法律執行における重要な特徴である。行政手続では、権利侵害に対する取締が迅速に行われ、費用も比較的安いので知的財産の権利者に広く利用されている。現在採用されている司法保護と行政保護による二本立ての体制は、相互補完することができると同時に、円滑で且つ効率的であり、積極的且つ効率的に知的財産権者の合法的な權益を保護することができるので、公衆から高く評価されている。

II 最新知財法律制度の分析

1 著作権法

1.1 著作権法改正案の改正点

中国現行の著作権法は、2010年に改正されたものである。しかし、現行法は既に、さまざまな分野において今日の新しい動向に適応できなくなっている。そのため、著作権の権利内容をより一層整備し、ハイテク技術の発展によって発生した著作権保護に関する新たな問題を解決し、及び著作権侵害の行為に対する行政処罰を強化するために、2011年7月13日に「著作権法」第三次改正作業を本格的にスタートさせた。その後、国家版権局は今年3月、「著作権法」（一回目改正案）を公開し、社会大衆に対し意見を集め始めた。さらに、去る7月6日、国家版権局は、社会大衆からのさまざまな意見に基づいて、修正を行った後、「著作権法」（二回目改正案）を公開し、引き続き社会大衆に

対し意見を求めている。

今回の改正案では、その形式及び内容も現行著作権法と比べて大きな変化があった。内容的には、主に下記の方面から、現行法に対し補足、調整を行った。

(1) 権利人に係るさまざまな権利の追加

① 改正案では、著作権における人格権と財産権を明確に区分し、著作権の人格権について調整をし、発表権、署名権及び著作物完全性保護権という3項目に縮小した。

また、改正案では、財産権につき、以下のように調整した。

- a. 複製権、発行権、賃貸権、放送権及び情報ネットワーク伝達権の内容を追加した。
- b. 編集権を削除した。
- c. 放映権を削除し、その内容を演出権に入れた。

② 改正案では、職務実演に関する規定を追加した。職務実演の権利は、約定を優先とし、約定がなかったり、不明であったりする場合は、その権利は実演家に帰属する。ただし、集団による職務実演の場合、その権利は実演団体に帰属する。

③ 視聴に関連する実演家に係る権利については、実演家は署名権を有するとともに、他人が当該視聴著作物を使用した場合、合理的な報酬取得の権利を享有すると規定している。ただし、視聴著作物の権利は、作成者が所有することを明確にしている。

④ 実演家及びレコード製作者に係る録音製品放送と実演行為についての報酬権の規定を盛り込んでいる。

⑤ ラジオ・テレビ局の権利に関して、中継放送を無線と有線の二種類の方式に拡大した。

(2) 著作権行使の実施過程における操作性の追加

① 著作権及び関連権利の登記に関して、著作権と関連権利の登記制度に係る法律根拠、登記書類の法律効力及び費用徴収基準の制定問題を明確にしている。

② 「合理的な使用」については、主に次のように細則規定を追加した。個人的な学習、研究のために他人の著作物を使用することについて、著作物の断片に対する複製であることを明確にした。また、他人の著作物を使用する場合、著作物の主な部分或いは実質的な部分を引用してはいけないという規定を追加した。

③ 法定許諾制度について、次のとおり改正した。

- a. 著作権の「法定許諾」の適用範囲について、教科書の法的許諾と新聞・雑誌への転載の法定許諾の二種類に縮小した。また、新聞・雑誌への転載の法定許諾について、当事者は専有の出版権を約定することができ、新聞・雑誌社が専有権を有する場合、他の新聞・雑誌社は転載してはいけないこと、及び専有出版期間については約定がないか、或いは約定が不明な場合は、一年とすることを明確にした。
- b. 法定許諾により初めて著作物を使用する場合は、著作権団体管理機関に登録しなくてはならないことを明確にした。
- c. 法的許諾による使用者は、法定期間内に直接権利者に使用料を支払うことができることを追加した。

④ 著作権団体管理機関による拡大集中管理制度に関して、関連規定を追加した。つまり、著作権団体管理機関は、構成員以外の者を代表して著作権に関する拡大集中管理業務を行うことができるが、その適用範囲は厳しく制限されている。また、権利者が書面により拡大集中管理の規定を適用しないと声明した場合は例外とするとしている。

⑤ 専有許諾契約及び譲渡契約登記制度につき、法的効力にて「登記対抗主義」を取り入れた。

(3) 保護を強化し、行政法律執行の強制措置を増やし、権利侵害の賠償基準の引き上げ

① 単独で技術保護措置及び権利管理情報の章を規定している、その具体的な内容をネットワーク以外に、著作物、演出と録音製品、放送するテレビ番組までに拡大し、関連当事者の義務、制限及び例外を規定している。

② 民事責任に関し、主に次のような改正を行った。

- a. 純粋に技術サービスを提供するネットワークサービスプロバイダーが著作権及び関連権利に係る審査義務を負わないことを明確に規定し、ネットワークサービスプロバイダーが権利者から通知を受けても関連措置を取らなかったり、著作権侵害を教唆或いは幫助したりした場合は、侵害者と連帯責任を負うことを規定している。
- b. 使用者が権利者にとっての行使・制御が難しい権利を使用する際には、著作権団体管理機関と締結した契約に基づいて報酬を支払った後使用する

ことができる。ただし、非構成員が同一権利と同一使用方式について訴訟を提起した場合は相応する民事責任を負うものとするが、民事責任の範囲は、使用者が著作権団体管理機関と契約を締結したか否かによって違う。

c. 損害賠償の基準を見直し、現行「著作権法」に基づく実際損失及び不法所得をベースとして、権利取引費用倍数の規定を追加し、且つ法定賠償額の上限を100万元まで引き上げた。このほか、故意に2回以上権利侵害をした場合に、2倍ないし3倍までの懲罰的な賠償規定を追加した。

③ 著作権行政管理機関の法律執行措置に関し、著作権行政管理機関による法律執行措置として封印、差押の規定を追加した。

④ 著作権行政管理機関は、調停委員会を設置し、著作権及び関連権利紛争事件において調停を行うことができるという著作権事件行政調停制度を取り入れた。

1. 2 著作権法改正案の実務における適用について

(1) 著作権の拡大団体管理制度に関する問題

著作権の団体管理制度は、ある国の著作権保護レベルを評価する際の重要な基準であり、使用者が合法的に著作物を使用するための重要なルートである。中国ではここ数年、著作権団体管理機関を設立したが、社会各業界が著作権団体管理機関に対する認識と知識をさらに向上させる必要がある。多くの著作者は、相応する管理機関に加入していないので、実務において、使用者が合法的に著作物を使用したくても、往々にして権利者を捜すことができない場合がある。

このように、使用者が著作物の使用における困難を解決するために、著作権に関する拡大集中管理制度を導入した。つまり、権利者が著作権団体管理機関に加入していなくても、管理機関は、権利者を代表して権利を行使することができるようになった。使用者は、著作権団体管理機関に報酬を支払った場合、非構成員の著作物を使用することができるが、非構成員から提訴された場合は、賠償責任を負わなければならない。その賠償責任については、使用者が著作権団体管理機関と使用契約を締結している場合は、著作権団体管理機関が定めた基準に基づいて賠償する。

当該規定は、著作権団体管理機関にある程度の独占的な地位を与えているので、客観的に権利者の著作物

に対する自主的な許諾権と価格決定権を制限しているが、著作権団体管理機関が非構成員を代表して権利行使を行う条件も制限されているので、全体的には、権利者の利益に有利だと思われる。また、使用者にも便宜が図られ、合法的に権利者が不明な著作物を使用することができて、権利者に訴えられた場合も、著作権団体管理機関の基準により賠償するので、高額な賠償責任を負う心配もなくなった。これによってある程度、権利者による悪意の訴訟も抑制されるようになると考えられるので、著作権使用に関する実務上のやり方について、現実的な意義を有する。

(2) ウェブサイトのサービス提供者に関わる審査義務

改正案第68条中には、ネットワークサービスプロバイダーは、ネットユーザーに対し保存、検索又はリンクなどの単純なネットワーク技術サービスを提供する場合、著作権又は関連情報に関わる審査義務を負わないと規定している。

「保存、検索又はリンク」、「単純なネットワーク技術サービス」という言葉は、それほど明確ではなく、ある程度の特定の海賊版行為は上記の方式として合法的に存在することが可能であると、筆者は考える。現在、数多くの検索ウェブサイトは、検索サービス提供だけではなく、ニュースのページやポストバーも設けている。しかしながら、権利侵害の問題に及ぶと、検索サイト側は、問題となっている文章に繋がるリンクは自分のサイトと無関係という理由で責任を逃れている。このため、立法者としては、「単純な技術サービス」について、列挙式の方式をもって、技術サービスと内容サービスとの境界をはっきりさせる必要があると考える。

(3) 法定賠償額に関わる問題

中国における著作権保護は長年にわたり、権利侵害の賠償金額は低いのに対して、その権利維持の費用が高いので、侵害・海賊版を効果的に抑制することが困難であるという問題に直面していた。とりわけここ数年、ネットワークにおける権利侵害と海賊版の状況がますます深刻になり、ウェブサイトは、侵害によって収益をかなり得ているというのが現状である。それに対して、権利者は、ほとんど賠償を請求できず、又は訴訟による賠償額も相当低く、権利維持の費用補填に

すら足りず、侵害と海賊版の継続的な氾濫と拡大を抑制することができない状況である。

今回の改正に注目されているのは、賠償金額を50万元から100万元にアップしたことで、著作権者が権利を維持するのにたいへん有利となっている。

また、2回以上故意に著作権又は関連権利を侵害した場合に、懲罰的な原則の規定を追加した。これにより、各種侵害・海賊版の違法犯罪行為を抑制する上で、より大きな役割を果たすことが期待され、権利者の合法的な権益を保護するのに重大且つ現実的な意義を有すると考えられる。

2 専利法

2.1 新専利法の改正点

現行の専利法は、2008年に改正されたもので、2009年10月1日から今まで3年間近く実施されてきた。改正専利法の主な改正点は下記のとおりである。

(1) 遺伝資源保護に関する規定について

改正法は、遺伝資源に係る発明創造について合法的な要求を定めている。出願人は、遺伝資源に係る発明創造を出願する際にその合法性を証明し、かつ、出願書類において、その直接的由来及び原始的由来を説明しなければならない。原始的由来を説明できない場合は、その理由を説明しなければならないと規定している。

(2) ダブルパテント禁止原則

改正法には特別に1条項を増加して、同一の発明創造については、一つの専利権のみが付与されると規定している。ただし、同一の出願人が同日に同一の発明創造について、実用新案と発明特許も出願した場合、先に取得した実用新案権がまだ消滅しておらず、かつ、出願人が当該実用新案権を放棄するという意思表示をした場合は、発明特許権を付与できると規定している。

(3) 意匠権の行使範囲に「販売の申し出」の追加

改正法では意匠に対する保護を強化し、意匠権の保護範囲について、発明、実用新案と同様に「販売の申し出」も追加した。すなわち、権利者の許諾を得ずに、生産経営の目的とする意匠権製品の製造・販売の申し出・販売・輸入はしてはならないと規定している。

(4) 共有者の専利権の行使に対する明確化

改正法は、専利権の共有者の専利権の行使に対して、専利共有者間の約定を優先すると規定している。約定がない場合は、共有者は、単独又は通常許諾方式によりその専利を実施することができる。ただし、独占許諾及び排他許諾の方式で専利を実施してはならず、かつ、実施料は共有者間で配分しなくてはならないと規定している。

(5) 実用新案に対する秘密保持審査の追加

改正法では、発明と実用新案の審査の範囲について、いかなる機関又は組織又は個人も、中国で完成した発明又は実用新案について、外国に専利出願する場合、事前に国務院専利行政機関による秘密保持審査を受けなければならない、当該条項に違反した場合は、中国でその専利権を付与しないものと規定している。

(6) 専利権付与の要件

- ① 改正法では公知技術の範囲を拡大し、出願日前に国内外で公衆に知られている技術のことをいうと規定している。
- ② 改正法では発明と実用新案の新規性に対する判断について、絶対的新規性基準を採用している。すなわち、出願する発明又は実用新案が公知技術に該当せず、且つ、いかなる機関又は組織又は個人も、同一の発明又は実用新案について、出願日前に国務院専利行政機関に出願したこともなく、且つ、出願日後に公開された専利出願文献又は公告された専利文献に記載されていないことをいうと規定している。
- ③ 改正法に公知意匠の概念を導入し、意匠権の付与条件について、次のように厳格に規定している。
 - a. 権利化された意匠は、公知意匠に該当してはならない。
 - b. いかなる機関又は組織又は個人も、同一の意匠について、出願日前に国務院専利行政機関に出願したこともなく、且つ、出願日後に公告された専利文献に記載されたことがあってもいけない。
 - c. 権利化された意匠が公知意匠又は公知意匠の特徴の組合せに比べ、明らかな相違がなければならない。
 - d. 権利化された意匠は、出願日前に他人が先に取得した合法的権利と相互に抵触してはならない。
- ④ 改正法では意匠権を付与しない範囲を拡大してい

る。つまり、平面印刷品の模様、色彩又は両者の組合せにより主に標識的役割しか果たさない意匠については意匠権を付与しないと規定している。

(7) 意匠の出願

- ① 改正法では意匠の出願を行う場合、提出すべき書類として当該意匠の「簡単な説明」を追加した。
- ② 改正法では、出願人が同一製品に係る2つ以上の類似意匠を1件の意匠として出願することができるものと規定している。

(8) 強制実施許諾に関する規定

- ① 改正法では、強制実施許諾を与えることができる主体について、改正前の実施条件を備えている機関又は組織から実施条件を備えている機関又は組織又は個人とした。
- ② 改正法では、強制許諾を与えることができる状況について具体的に規定している。
 - a. 専利権者が専利権を付与された日から3年間、且つ、専利出願日から4年間にわたって、正当な理由なくその専利を実施していないか、又はその専利の実施が不十分である場合
 - b. 専利権者による権利行使の行為が法により独占的行為と判定され、当該行為による競争への不利な影響を取り除き又は軽減を目的とする場合。
- ③ 改正法では、専利権が付与された薬品及び半導体技術に対する強制許諾についても、特別に規定している。

(9) 専利権の保護

- ① 改正法では、実用新案権の検索報告制度を意匠権にまで拡大し、「専利権評価報告」と名づけている。しかも、関連する内容の範囲についても、新規性と進歩性の問題に及んでいるだけでなく、「専利法」及び「専利法実施細則」に規定されている各権利付与の実質性条件まで及んでいる。「専利権評価報告」の性質と役割を明確にし、「当該評価報告を専利権侵害の紛争を審理、処理するための証拠とすることができる」と規定している。
- ② 改正法では、専利を詐称した場合の経済的な処罰を強化している。専利を詐称した場合は、民事責任を負わせるほか、専利業務管理機関は、その是正を命じて公告し、不法所得を没収するとともに、罰金

を科すことができる。犯罪を構成した場合は、法に照らして刑事責任を追及する。

- ③ 改正法では、専利業務管理機関に対して専利詐称行為を調査する権限を与え、次のように規定している。専利業務管理機関は専利偽造容疑の行為を調査するとき、関係当事者に対して尋問することができる。また、法違反被疑行為に係る場所に対して、現場検査を行うことができ、法違反被疑行為に係る契約、領収書などの関連資料を調べ、複製することができる。しかも、専利詐称が証明された製品を差し押さえるか又留置することができる。
- ④ 改正法では、法律に基づいて、専利権侵害への賠償金額の計算方式をより具体的に規定したと同時に、法定賠償額の最高額を100万元まで上げている。
- ⑤ 改正法では、専利権侵害とみなさない状況について、主に次のような規定を追加している。まず、専利権の消尽原則に係る規定が盛り込まれ、並行輸入行為についても認めた。さらに、行政審査に必要な情報を提供するために、専利薬品又は専利医療機器を製造、使用、輸入した場合、及びそのためにのみ専利薬品又は専利医療装置を製造、輸入した場合は、専利権侵害とみなさないという米国のいわゆるBolar条項を取り込むための規定が追加された。

2. 2 改正専利法の実務における適用について

(1) 公知技術の抗弁について

改正法では、公知技術（自由技術）の抗弁について明確に規定し、司法実務における紛争事件に対して、明確な根拠を提供している。改法前は、公知技術の抗弁は、司法実務において、裁判所に認定されていたものの、均等侵害のみに適用されるか、それとも同一侵害の場合にも適用されるかについては、定かではなかった。この点について、改正法では、公知技術の抗弁の適用が同一侵害又は均等侵害の制限を受けないと明確に規定している。

改正法の実施後、同一権利侵害について、被告は、専利審判委員会に専利無効請求を提出できるだけでなく、裁判所に直接公知技術の抗弁を提起することもできるようになった。裁判所も、専利無効手続きの影響を受けることなく、直接裁判を行うことができるようになった。改正前には、専利権侵害訴訟において、当事者が専利無効手続をすることによりその審理が停

止され、且つ、専利無効手続に相当な時間を要する場合には、必然的に民事訴訟の効率に影響をもたらしていた。改正法において、公知技術の抗弁の規定が明確にされたことにより、ある程度、中国における専利訴訟審判における効率の低い問題点を解決することができたとと言える。

なお、公知技術の抗弁については、被疑侵害製品について、どのように専利技術の特徴や公知技術の特徴と対比するか、侵害となるか否かをいかに判断するかなど、具体的な技術と法律とが結びついた複雑な法律問題であり、かかる判断には、技術と法律に対する裁判官の見解や自由裁量権を考慮すべきである。特に、中国の各裁判所の審判レベルの差異が大きいことに鑑み、公知技術の抗弁の認定及び判断に対して、いかに一致させるかは検討すべきである。

(2) 並行輸入の問題について

改正法 69 条 1 項によれば、専利権者又はその許可を得た者が、専利製品又は専利方法により直接に得た製品を販売した後に、当該製品の使用、販売の申し出、販売、輸入を行う行為は、専利権侵害とみなさないと規定している。

改正法に「輸入」が加えられたことにより、専利製品の並行輸入は、中国において専利権侵害とならないことが明確にされた。たとえば、中国以外の A 国において、専利権者又はその許諾を得た者が販売した専利製品を当該 A 国から購入した輸入業者が、かかる製品を中国に輸入し、中国国内で販売した行為は専利権侵害とみなされない。

中国では現在、具体的な国情及び現発展段階に基づき、ハイテク分野における一部の製品、部品、原材料は、依然として輸入に依存している、また、国民の健康問題を解決し、健康危機を回避するために、SARS、鳥インフルエンザ (H5N1) などのような非常事態が発生した場合は、外国から緊急に関連専利薬品を輸入することが必要となる。したがって、改正法では、専利権者に対する中国市場における保護を弱めているので、ある程度ハイテク技術設備が中国に入ってこられるように促進し、国内企業メーカーが外国貿易製品を生産する能力を増強している。

(3) 専利権侵害の損害賠償について

改正法第 65 条では、専利権侵害の賠償責任の確定

方式を規定している。

賠償金額確定のためのプロセスについて、実際の損害——侵害により得た利益——許諾使用料の倍数——法定賠償額と具体的に定めている。新たな規定は、権利者の損害を賠償金額を確定する第一の基準とし、権利者により多くの挙証責任を与えている。

また、法定賠償金額について、上限を 50 万元から 100 万元までに上げている。このことから、賠償金額を大幅に増加するとともに、法定賠償を求める案件についても増加させる方向で、司法実務において、大多数の案件において賠償金額の計算方式となっている。その一方、裁判官にとっても賠償金額を確定する際の難度が拡大されたので、当事者が法定賠償を請求した場合にも、関連事実を証明するためにより多くの関連証拠を提出せざるを得なくなった。

したがって、改正法における専利権侵害賠償責任に関する規定は、ある程度権利者の利益の保護にとって有利であるが、権利者は依然として多くの挙証責任を負い、裁判所も具体的な証拠と事実に基づき、損害賠償金を判定しているため、該規定が侵害行為の抑制、権利者の保護に有効な役割を十分に果たせるかについては見てみる必要がある。

3 商標法

3. 1 商標法改正案の改正点

中国国家工商総局は 2003 年上半期より、第 3 次「商標法」の改正作業をスタートさせた。その後、2009 年 11 月に「商標法 (法改正案)」が国務院 (内閣) 法制局に提出され、審議申請が行われ、2010 年 6 月には、法改正案が国家工商行政管理総局に戻され、再度手直し作業が行われた。さらに、国務院法制局が 2011 年 9 月、社会各業界に「商標法 (法改正案)」を再び公開し、意見募集を行った。

今回の改正において、商標権の権利確定手続を簡素化及び完備させ、商標専用権の保護及び行政監督管理を強化した。改正案の具体的な状況について、下記のとおり説明する。

(1) 商標出願プロセスの簡素化

- ① 「音声」を商標として出願できると規定している。
- ② 商標登録出願の関係書類を、書面方式だけでなく、「電子方式」として提出することができると規定している。商標の電子出願によって、大量の人的物

的な節約を達成することができ、行政効率を發揮するに有利である。

- ③ 1件の商標出願によって、複数区分の商品及び役務を指定して、同一商標の登録を出願できるようになったことで、商標出願の手順がかなり簡素化された。

(2) 商標出願プロセスにおける審査における権利者に対する保護の強化

- ① 「審査意見書制度」を回復させる。審査手続きにおいて、商標局が商標登録の出願内容を説明又は修正する必要があると認めた場合、出願人に対し「審査意見書」を送付することができる。同規定により、一部の商標の登録期間が長くなるが、商標の拒絶査定の前に出願者に意見を述べる機会を与えられることで、全般として商標の登録審査期間を短縮することができる。
- ② 他人商標を先取り出願する行為について、現行商標法第31条の規定を除き、その制止範囲を追加した。つまり「契約の締結、業務上取引、地域関係又はその他の状況に応じて、明らかに他人の商標の存在を知りながら、同一又は類似する商品において、他人の先行使用の商標と同一又は類似する商標を先取り出願する場合」、「同一又は類似ではない商品において、顕著性を有し、且つ一定の影響がある登録商標を剽窃し、混同を生じさせるおそれがある場合」である。これにより、他人による商標先取り出願の悪意の判断について操作でき、悪意の先取り出願行為を効果的に抑制することが可能になる。
- ③ 異議申立人の主体資格を限定する。改正案中に異議申立人の主体資格について、先行権利者又は利害関係者のみが関連の商標出願につき異議を申し立てることができるようになる。

(3) 商標権侵害行為に対する保護の強化

- ① 商標権侵害行為の表現形式をより具体的に定めた。現行の「商標法」に記載された4種類の商標権侵害行為の以外に、2種の商標権侵害行為類型と一つの細則条項を追加し、「商品名称」と「商品装飾」に対する保護を強化することで、「商標法」に基づく商標権侵害行為に対する処罰を強化する。
- ② 被権利侵害者に係る法定民事賠償金額が50万元から100万元に引き上げられ、且つ数回にわたって商標権侵害を繰り返し行った企業に対し、より厳し

い処罰を課すことで、商標権者の合法的な權益を的確に保護する目的を達成できる。

(4) その他

- ① 馳名商標認定の行政プロセスにおいては、「審判」だけに限らず、「認定」を含むようになった。また、認定申請のプロセスを明確にし、「個別案件による認定」、「受動的保護」という基本原則及び法律的な特徴を強調する。
- ② 「著名商標」(ある地域で著名になっている商標)に対する保護を法律のレベルまで向上させた。
- ③ 「地理標識」に関しては、「証明商標」又は「集団商標」の形式による保護を明確に規定する。
- ④ 商標使用許諾契約の届出に記録のある公示効力を明確に規定する。

3. 2 商標法改正案の実務における適用について

(1) 異議申立手続に関して

現在、中国における商標の登録審査期間が長引くと、異議申立理由が成立しない場合もあり、特に一部の企業は、悪意で異議申立をするため、なかなか登録が許可されないことがある。改正案により異議申立手続が取り消されることは、商標法に対する抜本的改正となるものであり、商標の権利確定の手続きのさらなる簡素化を実現し、権利確定の効果を高められると、筆者は考える。

悪意による異議申立は、商標の登録審査期間を長引かせるだけではなく、異議申立事件の件数の増加にもつながり、行政の資源の無駄を増やしていた。したがって、多数の商標出願人からのこのような意見に、商標管理機関もようやく関心を払うようになった結果と考えられる。さらに、改正案中に異議申立人の救済手続について明確に規定している。同規定は、悪意による異議申立を抑制するという改正案の趣旨に合致しており、悪意のある異議申立を効果的に抑制して商標出願者の合法的な權益を保証できる。

(2) 商標悪意のある先取の制止範囲に関して

改正案は、現行の商標法に基づき、次のような方式によって、明らかに他人の商標の存在を知ったうえで、商標登録を出願することを悪意のある出願と規定し、特に地域関係などによって、他人の商標の存在を知り得ると明確に挙げている。だが、筆者は、同規定

の実務における運用は比較的困難であると考え。まず、ここで言う地域関係とは、生産企業所在地の地域関係なのか、それとも製品の販売範囲の地域関係なのか、或いは、行政区によって確定されるのか、それとも企業の影響による自然区域に基づいて確定されるのかなどの問題について、実務において何れも正確に把握することが難しい。

なお、同規定には、一般規定がないため、今日のように商標権競争が日増しに激化する状況下においては、今後実務において、コントロールすることができない新しいタイプの悪意による先取り行為が現れてくるおそれがあると思われる。

(3) 商標権侵害の取締りに関して

改正案では、商標権の侵害行為に対する処罰の度合いを強化した。例えば、商標権保護範囲の拡大について、5年以内に2回以上の侵害行為を繰り返したものに対して、より厳しい処罰を課し、法定賠償金額の上限をアップする。上記の規定は、商標権の侵害行為に対する打撃を強め、商標権者の合法的な権益を守るのに役立つ。しかし、現在の市場において、さまざまな種類の商標詐称及び侵害行為が相継いで起こっており、上述した新しい規定が侵害行為を効果的にコントロールするための役割を熟慮する必要があると思われる。

(4) 音声商標に関して

改正案に「音声」を登録商標の範疇に組み入れ、伝統的意義の「可視商標」から「可聴商標」に発展させることは、画期的なことであるといえる。しかし、音声商標に係る顕著性と識別性、その他の先行の合法的な権利との抵触及び線引きを如何に確定すべきか、及び2音声商標の同一性又は類似性などを如何に確定すべきかなどの問題について、今後実務において検討したうえ、より一歩研究を進め、完全なものにしていく必要がある。

Ⅲ 模倣品対策

1 中国における模倣品対策の現状

中国における模倣品対策に関する法律はここ数年、徐々に整備され、法律による保護も日増しに強化されている。各地の行政執行機関と司法保護機関は、模倣品への取締りを強化し、執行力とその効率も大幅に向上している。更に、全国各地でもここ数年、模倣品取

締りのための特別なキャンペーンを積極的に繰り返し広げているので、不法な権利侵害は、随分抑制され、中国経済の健全な発展を後押ししている。

にもかかわらず、中国の模倣品問題は依然として深刻であり、いたちごっこのように新しいタイプの模倣品事件が発生している。例えば、模倣品を効率的に取締るために、通常、権利者は、模倣品の出所である模倣品の製造者に対する取締りを行うが、最近、模倣品の製造手段がだんだん巧妙になり、その流通ルートなどの隠蔽の状況もますます複雑になってきている。また、中国では、模倣品製造における分業が細分化されているので、模倣品の製造者を確定することも非常に困難になっている。さらに、ここ数年、インターネット上での模倣品対策にも注意を払う必要がある。多くの模倣品の製造、販売流通には、ネット上とネット外を巧みに組み合わせ、さまざまな新しいタイプが現れている。したがって、権利者は、模倣品対策を取るにあたって、往々にして証拠収集が困難であるという問題に直面し、模倣品の出所を特定できないことがある。

したがって、権利者は、各方面のルートを通じて、模倣品の現状を把握しなければならず、相次いで発生する新しい状況に対して、タイムリーに実務経験の豊富な専門家や弁護士に相談して、模倣品に対して、効果的な措置を講じる必要がある。

2 模倣品対策

2.1 事前調査及び模倣業者の確認

模倣品対策を取るにあたって、まず、事前調査を通じて、模倣品の製造者や販売者などを確認するとともに、模倣品対策に必要な情報を収集する必要がある。

模倣品対策に必要な情報としては、模倣品の製造、販売状況、模倣業者に関する情報などが挙げられる。このような事前調査は、対応において証拠として使用できるだけでなく、具体的な対応策の選定において、参考にすることができる。

また、事前調査の方法として、基本的な情報については、権利者の営業部或いは権利者自らがインターネットなどで調査をするほか、模倣業者の情報、侵害品の製造、販売状況などについては、専門的法律事務所或いは調査会社に依頼するのが一般的である。

2. 2 証拠の収集・確保

どのような対応策を取るにしても、その前に、証拠を収集・確保することが重要である。関連証拠を確保せずに、模倣業者への警告書の送付、交渉などの対応策を取ると、模倣業者は関連証拠を隠す可能性があるため、今後の対応策に対して不利な影響を与える。

収集・確保すべき証拠には、通常、模倣品の現物、カタログ、写真及び領収書などがある。

また、証拠確保の方法としては、通常、証拠としての証明力を高めるために、公証の方法がよく利用されている。たとえば、公証人の立会いの下、侵害品を購入したり、侵害品に関するカタログを入手したりするか、或いは、インターネットにおける侵害品に関する情報に対して公証を行うことなどが挙げられる。

そして、証拠を確保した場所が侵害地になるため、具体的な対応策として、訴訟を行う場合、模倣業者所在地は地方保護主義のリスクがあるため、権利者はこの点をよく考慮し、自分に有利な訴訟の管轄地を選定することができる。

2. 3 対応策の選定

上記の2.1と2.2を通じて、模倣業者と侵害品の情報を把握したうえで、具体的な状況に基づき、下記の対応策を取ることができる。

(1) 警告書の送付

権利者は、自分の権利、模倣業者の侵害行為及び模倣業者への要求を記載した警告書を模倣業者に送付することができる。また、発明特許権侵害などのように技術性や専門性が高い権利である場合は、事前に法律事務所或いは知財代理事務所に鑑定をしてもらってから、警告書と一緒に送付することが望ましい。

通常、侵害情状があまり深刻ではなく、模倣業者が信用度の高い企業である場合、警告書の送付により、模倣品の製造、販売を差し止めさせることができる。また、警告書の送付後、模倣業者がすぐ応じてくれない場合、その後の交渉により、相手方の侵害行為を差し止めさせたり、ライセンスや商業提携関係を結んだりすることも考えられる。このように警告書の送付と交渉を通じて、模倣業者が権利者の要求に応じてくれる場合は、迅速に、安いコストで事件を解決することができる。

ただし、実務においては、警告状を送付しても、無

視される場合が多く、或いは、警告状を送付した後、模倣業者と長期間にわたる交渉を行っても、解決できない場合も多い。その場合、速やかに他の対応策を考えなければならない。

また、模倣業者は警告状を証拠として、模倣業者の所在地の管轄裁判所に、非侵害確認訴訟を提起することもある。「最高裁判所の専利権侵害紛争事件の審理に適用される法律に関する若干の問題への解釈」(法釈[2009]21号)には、「警告状の受領者が書面で権利者に訴権の行使を催告したにもかかわらず、権利者が当該書面催告の受領日から1ヶ月以内、又は当該書面催告の発送日から2ヶ月以内に、警告の撤回をせず、専利権侵害訴訟の提起もしなかったため、警告状の受領者は非侵害確認訴訟を提起することができる」と規定されている。このような非侵害確認訴訟が模倣業者の所在地の管轄裁判所で受理された場合、地方保護主義が働いて模倣業者に有利な判決が出されるおそれがある。その場合、権利者が、北京市や上海市などの大都市で侵害訴訟を提起することにより、先の非侵害確認訴訟の管轄を北京、上海裁判所に移管するように請求しても、認められない可能性が高い。したがって、権利者は、事件の状況と権利者自身の状況を十分に把握したうえで、警告書の送付のメリットとデメリットを検討したうえで、その対応策を決めることが必要である。

しかも、模倣業者は警告状を受領した後も、ひそかに模倣品の製造、販売を継続する可能性もあるため、権利者は定期的に市場調査、ウォッチングを行う必要もある。

(2) 消費者への注意喚起

権利者は、業界の雑誌、新聞などに、自らの権利に関する模倣品が出回っていることや模倣品の鑑別方法などを掲載することで、消費者の注意を喚起することができる。当該対応策は、他の対応策と併せて進めることも考えられる。

ただし、掲載する場合、事実と合致していないと、模倣業者に不正競争を理由として提訴されるおそれもあるため、事実に基づき、模倣品の状況を拡大して評価することがないように留意する必要がある。

(3) 行政取締の申請

行政取締は、中国特有の制度であり、専門の行政機

関が独自に取締りの権限を有している。模倣品対策において、権利者の権利により、行政取締における法的根拠と行政機関が異なっている。

- ① 専利権（特許権，実用新案権，意匠権）
 - ・行政機関——地方の知識産権局
 - ・法的根拠——専利法第 60, 63, 64 条，専利法実施細則第 79～86 条，専利行政執法弁法
 - ・プロセス
事件の受理—書類の転送及び実地検証（非必須手続）—模倣業者による答弁—口頭審理（必要に応じて）—決定
- ② 商標権
 - ・行政機関——地方の工商行政管理局
 - ・法的根拠——商標法第 53, 54 条，商標法実施細則第 51, 52 条，工商行政管理機関行政処罰手続規定
 - ・プロセス
事件の受理—調査・証拠の収集（現場調査，侵害情報に関する資料への調査及び複写，侵害品への封印・差押）—審査—決定
- ③ 著作権
 - ・行政機関——地方の版權局
 - ・法的根拠——著作権法 48, 56 条，著作権行政処罰実施弁法
 - ・プロセス
事件の受理—現場調査（侵害証拠の収集或いは登記保存，模倣業者に対する尋問）—審査—決定
- ④ 不正競争行為
 - ・行政機関——地方の工商行政管理局
 - ・法的根拠——不正競争防止法第 22～28 条
 - ・プロセス
事件の受理—調査・証拠の収集（現場調査，侵害情報に関する資料への調査及び複写，侵害品への封印・差押）—審査—決定
- ⑤ 粗悪品
 - ・行政機関——地方の質量技術監督局
 - ・法的根拠——製品質量法
 - ・プロセス
事件の受理—実地検証（模倣業者に対する調査又は尋問，関連資料の閲覧又は複製，侵害品への封印・差押）—審査—決定

留意点

- ① 行政取締を申し立てる際の提出書類について、各

行政機関の規定は多少異なっている可能性があるため、事前に行政機関と関連必要書類を確認する必要がある。

- ② 権利が発明特許権，実用新案権などのように技術性，専門性が高い場合，地方の知識産権局は正確な侵害判断ができないおそれがある。
- ③ 実用新案侵害案件及び意匠侵害案件の場合，専利評価報告の提出を求められる場合がある。また，行政取締において，模倣業者は権利者の専利権について，無効宣告請求を提出することにより，行政手続が中止される場合がある。この場合，権利が実用新案或いは意匠権の場合，専利評価報告を提出した場合は，知識産権局は行政手続を中止しない可能性があるため，事前に準備して提出するのが望ましい。
- ④ 行政取締では，損害賠償金を求めることはできないが，行政取締の段階で，行政機関の調停により，模倣業者と和解を達成することを通じて，和解金を受領することができる。

(4) 提訴

① 提訴前の準備

提訴前の準備において，証拠の準備は非常に重要である。特に，中国の裁判所は，証拠に対する要求が厳しいため，権利者は，証拠の真实性，合法性，関連性の要件を満たす証拠を提出しなければならない。また，証拠の証明力を高めるために，できるだけ，国家機関，社会団体など権威機関から書類，証拠の原本，直接証拠を収集する必要がある。また，外国で形成された証拠の場合は，当該証拠の所在国の公証機関による証明と当該国に駐在する中国大使館，領事館で認証を行わなければならない。

提訴前に収集すべき証拠としては，下記の証拠が挙げられる。

a. 権利保有の証拠

専利権関連：専利登録簿の謄本，専利証書，年金の納付証明，専利公報，専利実施許諾契約，委任状（ライセンサーが原告の場合）。

商標権関連：商標登録証，商標の使用，知名に関する証拠（必要に応じて）。

著作権関連：著作権登録証書（あれば），原稿，委託契約など。

不正競争関連：周知商品の特有包装・装飾・自社の

製品の知名度と包装に関する証拠。

b. 侵害証拠

公証付購入の模倣品、模倣品の宣伝資料、模倣品の取扱書、パンフレット、模倣業者のホームページで掲載された侵害情報に関する資料、接触の証拠（著作権侵害訴訟の場合）、鑑定機関或いは知財代理事務所による侵害鑑定（必要に応じて）など。

c. 損害賠償を証明する証拠

模倣品の販売数量、価格、利潤率などに関する書類、模倣業者の侵害情状を証明できる書類、合理的な支出を証明できる領収書、インボイスなど。

また、証拠の証明力を確保するために、下記の証拠収集の方法を活用することができる。

a. 公証による証拠保全

公証による証拠保全とは、公証機関が自然人、法人或いは他の機関の申請に基づき、申請人権益に関する将来的に無くなる可能性のある証拠、又は取得しにくい証拠について、法により保存、固定させることによって、証拠の真实性と証明力を確保させる手続のことである。

最高裁の証拠に関する規定によれば、公証を経た民事法律行為、法的意義を有する事実及び文書は、その内容を覆すことができる反対の証拠がある場合を除き、事実認定の根拠とすることができる。

したがって、実務において、証拠の真实性、合法性及び証明力を高めるために、よく公証の方法で証拠保全が行われている。

b. 裁判所による証拠保全

権利者は、侵害証拠の収集が難しかったり、証拠が消滅される可能性があったりする場合、提訴の前に、裁判所に証拠保全を申請することができる。証拠保全の申請が裁判所に認められた場合、権利者は担保を提出しなければならない。

実務において、方法特許訴訟などにおいて、権利者の侵害行為に対する立証は難しいため、裁判所に証拠保全を申請することによって、侵害行為の立証が難しいという問題を解決することができる。

なお、提訴の準備において、他に重要視しなければならない問題は、管轄裁判所の選定である。中国の法律によれば、知財侵害訴訟の管轄は、下記のとおり分けられる。

a. 級別管轄

知財権紛争に係る第一審の事件は、各省、自治区、直轄市人民政府所在地の中等裁判所及び最高裁判所の指定する中等裁判所が管轄する。2011年12月末日現在の、最高裁の統計によれば、全国において82箇所の中等裁判所が専利侵害を含めた知財民事訴訟の管轄権を有する。また、一部の基層裁判所にも、一般の知財事件を審理する権限を与えられた。

b. 地域管轄

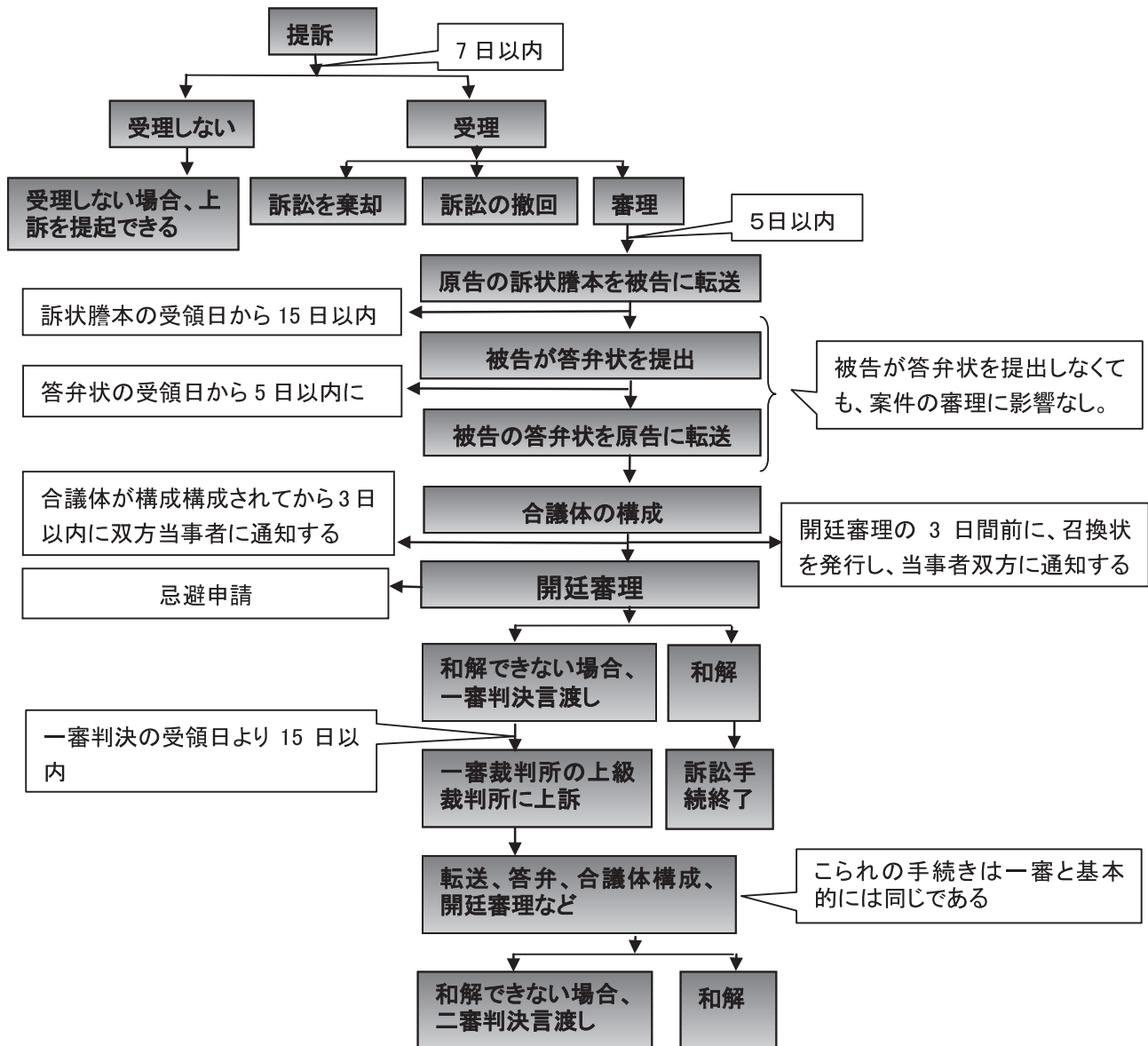
知的財産権に関する地域管轄は、権利侵害行為地又は被告住所所在地の裁判所が管轄する。侵害行為地には、侵害行為の実施地と侵害行為の結果発生地を含めるが、通常、知的財産権侵害品の製造地又は販売地が主な基準となる。

権利者が権利侵害製品の製造者のみを訴え、販売者を訴えず、権利侵害製品の製造地と販売地が一致していない場合、製造地の裁判所が管轄権を有する。また、権利者が権利侵害製品の製造者と販売者を共同被告として訴える場合、販売地の裁判所が管轄権を有する。

さらに、販売者が製造者の支社であり、権利者が販売地で権利侵害製品の製造者の製造若しくは販売行為を訴える場合、販売地の裁判所が管轄権を有する。

実務において、通常、被告の所在地で提訴する場合、地方保護主義や知財レベルが高いかなどを考えたうえで、北京、上海などの大都市を侵害行為地として、提訴するケースが多い。

② 訴訟の提出から判決まで



- a. 受理：裁判所は民事訴状を受け取った後、審査を経て、受理条件を満たしていると認めた場合、通常、7日間以内に事件の立件要否を権利者に通知する。
- b. 被告への転送：裁判所は立件日から5日間以内に訴状の副本を被告に転送する。
- c. 被告の答弁書及び管轄権異議の提出：被告は、訴状を受け取ってから15日間以内に答弁状を提出できる（被告が答弁状を提出しなくても、事件の審理に影響がない。）裁判所は被告の答弁状を受け取ってから5日間以内に答弁状の副本を権利者に転送する。
また、被告は答弁期間内に、裁判所の管轄権について異議を提出することができる。裁判所は、審査を経て、異議が成立すると認めた場合、管轄権を有する裁判所に事件を移管するが、異議が成立しない

- と判断した場合は、管轄権異議を却下する旨の裁定を言い渡す。被告は管轄権異議に関する裁定書に不服の場合は、裁定書の受領日から10日（外国人或いは外国企業は30日）以内に上訴することができる。実務において、模倣業者は、時間を引き延ばしたり、証拠を収集したりすることを目的として、管轄権異議を提出するが多い。
- d. 合議体の構成：裁判所は合議体を設置し、且つ設置日から3日間以内に合議体の構成メンバーを当事者双方に通知する。
- e. 立証期限：通常、立件受理通知書を受け取ってから1ヵ月以内が立証期限である。立証期限内に証拠の提出が不可能である場合、裁判所に延期を申請することができる。

- f. 開廷審理：裁判所は、開廷審理の5日間～2週間前に、開廷審理に関する召喚状を発行して、当事者に通知する。権利者は開廷審理に傍聴することができる。外国人或いは外国企業の場合、事前に裁判所へ傍聴に関する事項を伝え、裁判所の要求にしたがって、関連資料を準備する必要がある。
- g. 書面代理意見の提出：当事者は、開廷審理における議論点をめぐって、書面による代理意見を提出できる。
- h. 判決の言渡し：書面代理意見提出後、適当な時期に裁判所が一審判決を言渡す。法律規定に従い、受理日から3ヶ月以内に判決を言渡さなければならないが、特別の状況があれば、上級裁判所の認可を得てから、審理期間を延長することができる。

おわりに

知的財産権の保護は、科学技術の進歩、文化の繁栄、及び経済の発展に非常に大きな役割を果たしている。逆に知的財産の保護が不十分であると、経済活動や対外関係にマイナスの影響を及ぼすことになる。中国における知的財産の法制度の整備は、諸外国に比べて遅かったが、その後市場経済の発達に伴い、知的財産権の保護の重要性を認識できたため、中国国内の知的財産権だけでなく、外国の知的財産権についても極めて重要視している。

中国の知財制度は、その法制度の整備、及び知的財産権に対する保護意識は、まだ発展途上であると言える。しかし、中国政府の知的財産権保護に関する決意と態度は一貫性を持ち、各国の知的財産権の権利者の合法的な権益を守るために、力を注いでいる。そして、中国は国を挙げて、知的財産権の侵害行為や模倣品業者の行為などに対して、法により、厳しく取締っている。

しかし、それらの取締りをすり抜けるかのように、模倣品や知的財産権侵害行為などは日々新たな局面が現れている。それに対応するために、知的財産権保護の実務においては、法律上の完備が必要となる。中国において、知財に関する法律の改正は、知的財産権法律の整備を進め、知的財産権保護を強化するために、不可欠である。

よって、権利者にとっては、改正法によって知的財産権侵害行為や保護の強化に対する認定に変化があることも考えられるため、知財に関する法律の実務における適用状況と改正動向を、適時に把握することが重要である。また、裁判所による判例にも注目する必要がある。中国の知的財産権への侵害行為や模倣品に対しては、中国の実情にしたがって、具体的な対応策を取ることが必要である。

(原稿受領 2012. 7. 18)

パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長
会誌編集部担当 須藤 浩

記

- 応募資格** 知的財産の実務、研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）
※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載** 原則、先着順とさせていただきます。
- テーマ** 知的財産に関するもの
- 字数** 5,000字以上厳守～20,000字以内（引用部分、図表を含む）パソコン入力のこと
※400字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
- 応募予告** メール又はFAXにて応募予告をしてください。
①論文の題名（仮題で可）
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・FAX・E-mail）を明記のこと
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報・支援・評価室「パテント」担当
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
- 選考方法** 会誌編集部にて審査いたします。
審査の結果、不掲載とさせていただきますことでもありますので、予めご承知ください。